

議案第66号～第71号

議案第73号～第78号

議案第80号～第82号

令和元年8月27日

令和元年9月定例議会  
議案説明資料

## 議案説明資料目次

議案第 66 号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について……………	1
議案第 67 号	鈴鹿市印鑑条例の一部改正について……………	7
議案第 68 号	鈴鹿市税条例の一部改正について……………	10
議案第 69 号	鈴鹿市手数料条例の一部改正について……………	12
議案第 70 号	鈴鹿市立幼稚園条例の一部改正について……………	14
議案第 71 号	鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について……………	15
議案第 73 号	鈴鹿市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について……………	25
議案第 74 号	鈴鹿市消防団条例の一部改正について……………	29
議案第 75 号	鈴鹿市水道事業給水条例の一部改正について……………	30
議案第 76 号	鈴鹿市公共下水道条例の一部改正について……………	31
議案第 77 号	鈴鹿市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について……………	32
議案第 78 号	財産の取得について……………	34
議案第 80 号	町及び字の区域の変更について……………	36
議案第 81 号	市道の認定について……………	39
議案第 82 号	市道の廃止について……………	40

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係条例の整理に関する条例改正部分新旧対照表

○鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（第1条関係）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、別に条例で定めるもののほか、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の職員のうち、非常勤の者（以下「非常勤職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第203条の2第5項</u>の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、別に条例で定めるもののほか、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の職員のうち、非常勤の者（以下「非常勤職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第203条の2</u>の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。</p>

○職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（第2条関係）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>鈴鹿市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例</u></p> <p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手続及び効果に関し<u>必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上<u>6月以下給料及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬の額）の10分の1</u>以下を減ずるものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>職員の懲戒の手続及び効果に関する条例</u></p> <p style="text-align: center;">(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手続及び効果に関し<u>規定することを目的とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上<u>1年以下給料の5分の1</u>以下を減ずるものとする。</p>

○職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（第3条関係）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>鈴鹿市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例</u></p> <p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律</p>	<p style="text-align: center;"><u>職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例</u></p> <p style="text-align: center;">(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律</p>

<p>第261号。以下「法」という。)第27条第2項並びに第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員に意に反する降任、免職及び休職の<b>手続及び効果並びに失職の例外</b>に関し<u>必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(休職の効果)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～6 略</p> <p><u>7 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p>	<p>第261号。以下「法」という。)第27条第2項並びに第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員に意に反する降任、免職及び休職の<b>手続及び効果並びに失職の例外</b>に関し<u>規定することを目的とする。</u></p> <p>(休職の効果)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～6 略</p>
---	--

○鈴鹿市職員退職手当支給条例（第4条関係）

改正後	改正前
<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この条例は、職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員を除く。）の退職手当の<b>支給</b>に関し<u>必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職</p>	<p><u>(目的)</u></p> <p>第1条 この条例は、職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員を除く。）の退職手当に<b>関する事項</b>を定めることを目的とする。</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職</p>

に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職, 通勤による傷病による休職並びに鈴鹿市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例

(昭和26年鈴鹿市条例第93号)第2条第1号に掲げる事由による休職を除く。), 同法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。)のうち市長が定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

(1)～(7) 略

2～5 略

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1～8 略

9 令和4年3月31日以前に退職した職員に対す

に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職, 通勤による傷病による休職並びに職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(昭和26年鈴鹿市条例第93号)第2条第1号に掲げる事由による休職を除く。), 同法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。)のうち市長が定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

(1)～(7) 略

2～5 略

(この条例の実施に関し必要な事項)

第20条 この条例の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1～8 略

9 平成34年3月31日以前に退職した職員に対す

る第10条第10項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略

る第10条第10項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略

○鈴鹿市職員の育児休業等に関する条例（第5条関係）

改正後	改正前
<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第42条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。</u>）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第8条 育児休業をした職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、同日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日（以下この条において「昇給日」という。）又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第42条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、同日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日（以下この条において「昇給日」という。）又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>

○鈴鹿市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（第6条関係）

改正後	改正前
<p>（任命権者の報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により、任命権者が報告しな</p>	<p>（任命権者の報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により、任命権者が報告しな</p>

<p>ればならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。</u>）を除く。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) 略</p>	<p>ればならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) 略</p>
---	---

○鈴鹿市附属機関の設置等に関する条例（第7条関係）

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、法令又は他の条例に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項並びに第202条の3第1項及び第203条の2第5項の規定に基づき、市長及び教育委員会（以下「執行機関」という。）の附属機関の設置、担任する事務、組織その他附属機関について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、法令又は他の条例に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項並びに第202条の3第1項及び第203条の2第4項の規定に基づき、市長及び教育委員会（以下「執行機関」という。）の附属機関の設置、担任する事務、組織その他附属機関について必要な事項を定めるものとする。</p>

○鈴鹿市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（第8条関係）

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 地方公務員法第28条第2項各号若しくは<u>鈴鹿市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例</u>（昭和26年鈴鹿市条例第93号）第2条各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 地方公務員法第28条第2項各号若しくは<u>職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例</u>（昭和26年鈴鹿市条例第93号）第2条各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員そ</p>

職員その他の同法第35条に規定する法律又は 条例の特別の定めに基づき職務に専念する義 務を免除されている職員	の他の同法第35条に規定する法律又は条例の 特別の定めに基づき職務に専念する義務を免 除されている職員
3 略	3 略

○鈴鹿市職員給与条例（附則第2項関係）

改正後	改正前
第8条 略	第8条 略
2～4 略	2～4 略
5 職員が <u>鈴鹿市職員の分限に関する手続及び効 果等に関する条例</u> （昭和26年鈴鹿市条例第93号） 第2条各号に定める事由の一に該当して休職に されたときは、その休職の期間中、これに給料、 扶養手当、住居手当、期末手当及び地域手当の100 分の100以内を支給することができる。	5 職員が <u>職員の分限に関する手続及び効果等に 関する条例</u> （昭和26年鈴鹿市条例第93号）第2条 各号に定める事由の一に該当して休職にされた ときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手 当、住居手当、期末手当及び地域手当の100分の 100以内を支給することができる。
6～8 略	6～8 略

鈴鹿市印鑑条例改正部分新旧対照表

改正後	改正前
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録（以下「印鑑登録」という。）を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、<u>本市が備える</u>住民基本台帳に記録されている者とする。</p> <p>2 略</p> <p>(登録印鑑)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録の申請を受理しないものとする。ただし、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合については、この限りでない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏名、<u>旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）</u>若しくは通称（<u>令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）</u>）又は氏名、<u>旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</u></p> <p>(2) 職業、資格その他氏名、<u>旧氏又は通称以外の事項を表しているもの</u></p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(印鑑登録)</p> <p>第6条 市長は、印鑑登録の申請について審査し、<u>適当と認めるときは、印鑑登録原票</u>に印影その他次に掲げる事項を登録するものとする。</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録（以下「印鑑登録」という。）を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、<u>本市の</u>住民基本台帳に記録されている者とする。</p> <p>2 略</p> <p>(登録印鑑)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録の申請を受理しないものとする。ただし、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合については、この限りでない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏名若しくは通称（<u>住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）</u>）又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(印鑑登録)</p> <p>第6条 市長は、印鑑登録の申請について審査し、<u>適当と認めるときは、印鑑登録票</u>に印影その他次に掲げる事項を登録するものとする。</p>

(1)・(2) 略

(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。))がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏, 外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称)

(4) 略

(5)・(6) 略

2 市長は、印影と印影以外の事項とを別の印鑑登録原票に登録することができる。この場合において、印影以外の登録事項を登録した印鑑登録原票については、磁気ディスクをもって調製することができる。

(印鑑登録証の再交付)

第8条 登録済者又はその代理人は、印鑑登録証が著しく汚損し、又は毀損したときは、印鑑登録証を添えて市長にその再交付を申請することができる。

2 市長は、前項の申請があったときは、印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であると認めた場合は、印鑑登録証を当該申請をした者に対して交付するものとする。

(印鑑登録の消除)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、印鑑登録を消除するものとする。

(1) 略

(2) 登録されている印影を変更する必要のない場合を除き、氏名、氏(氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を

(1)・(2) 略

(3) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称)

(4) 略

(5) 性別

(6)・(7) 略

2 市長は、印影と印影以外の事項とを別の印鑑登録票に登録することができる。この場合において、印影以外の登録事項を登録した印鑑登録票については、磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。))をもって調製することができる。

(印鑑登録証の再交付)

第8条 登録済者又はその代理人は、印鑑登録証が著しく汚損し、又はき損したときは、印鑑登録証を添えて市長にその再交付を申請することができる。

2 市長は、前項の申請があったときは、印鑑登録証及び印鑑登録票の登録事項と照合し、当該申請が適正であると認めた場合は、印鑑登録証を当該申請をした者に対して交付するものとする。

(印鑑登録の消除)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、印鑑登録を消除するものとする。

(1) 略

(2) 登録されている印影を変更する必要のない場合を除き、氏名、氏又は名(外国人住民にあっては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。)

含む。)又は名(外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。)に変更を生じたとき。

(3)～(6) 略

2 略

(印鑑登録証明書の交付)

第13条 略

2 市長は、前項の申請があつたときは、当該申請者に対して印鑑登録原票の謄本(規則で定める方法により印鑑登録原票に登録されている印影等を電子計算機から出力して作成するものを含む。)による印鑑登録証明書を交付するものとする。

(閲覧の禁止)

第15条 市長は、印鑑登録原票その他印鑑の登録又は証明に関する書類を閲覧に供しないものとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

に変更を生じたとき。

(3)～(6) 略

2 略

(印鑑登録証明書の交付)

第13条 略

2 市長は、前項の申請があつたときは、当該申請者に対して印鑑登録票の謄本(規則で定める方法により印鑑登録票に登録されている印影等を電子計算機から出力して作成するものを含む。)による印鑑登録証明書を交付するものとする。

(閲覧の禁止)

第15条 市長は、印鑑登録票その他印鑑の登録又は証明に関する書類を閲覧に供しないものとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

鈴鹿市税条例改正部分新旧対照表

改正後	改正前
<p>(日本赤十字社が取得し、又は所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)</p> <p>第81条の2 <u>日本赤十字社が取得する3輪以上の軽自動車のうち、直接その本来の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、環境性能割を課さない。</u></p> <p>(1) <u>救急用のもの</u></p> <p>(2) <u>三重県県税条例第137条の2の2第2号から第5号までの規定により、三重県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車の例によるもの</u></p> <p>2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので救急用のものに対しては、<u>種別割</u>を課さない。</p> <p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第90条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)、<u>精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)</u>又は<u>知的機能に障害を有し歩行が困難な者(以下「知的障害者」という。)</u>が所有する軽自動車等(身体障害者で年齢18歳未満のもの、<u>精神障害者又は知的障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)</u>で、当該身体障害者、<u>精神障害者若しくは知的障害者(以下「身体障害者等」という。)</u>のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯</p>	<p>(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)</p> <p>第81条の2</p> <p>日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので救急用のものに対しては、<u>軽自動車税</u>を課さない。</p> <p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第90条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)<u>又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)</u>が所有する軽自動車等(身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、<u>当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)</u>のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)</p>

の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)

(2) 略

2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)~(6) 略

3・4 略

(2) 略

2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)~(6) 略

3・4 略

鈴鹿市手数料条例改正部分新旧対照表

改正後

別表第4（第2条関係）

消防法（昭和23年法律第186号）関係

手数料を徴収する事務 及び手数料の名称		手数料の金額				
		区分			金額	
1・2 略						
3	消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に係る手数料	略	略	略	略	略
		オ	浮き屋根式特定屋 外タンク貯蔵所及び 浮き蓋付特定屋 外タンク貯蔵所	略	略	略
				危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>1,590,000円</u>
				危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>1,950,000円</u>
				危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>2,270,000円</u>
		略	略	略	略	略
略	略	略	略	略		
4～17 略						

別表第8（第2条関係）

略

備考

1～11 略

12 4の項及び5の項において、認定申請又は認定の変更申請をする建築物が複数ある場合の手数料の金額は、当該建築物ごとの区分に応じた手数料の金額の合計額とする。

13 5の項において、認定の変更申請が新たに建築物を加えるものである場合の当該加える建築物に係る手数料の金額は、4の項に規定する金額とする。

14・15 略

改正前

別表第 4 (第 2 条関係)

消防法 (昭和 23 年法律第 186 号) 関係

手数料を徴収する事務 及び手数料の名称		手数料の金額				
		区分			金額	
1・2 略						
3	消防法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に係る手数料	略	略	略	略	略
		オ	浮き屋根式特定屋	略	略	略
			外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋	危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満のもの	1 件につき	<u>1,580,000 円</u>
			外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満のもの	1 件につき	<u>1,940,000 円</u>
				危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満のもの	1 件につき	<u>2,260,000 円</u>
				略	略	略
略						
4～17 略						

別表第 8 (第 2 条関係)

略
---

備考

1～11 略

12・13 略

鈴鹿市立幼稚園条例改正部分新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(保育料の額)</u></p> <p>第4条 幼稚園を利用する教育・保育給付認定子ども（<u>鈴鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年鈴鹿市条例第14号）第2条第11号に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。</u>）に係る保育料の額は、0円とする。</p> <p>第5条・第6条 略</p>	<p><u>(保育料の徴収等)</u></p> <p>第4条 市長は、<u>支給認定保護者（鈴鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年鈴鹿市条例第14号）第2条第10号に規定する支給認定保護者をいう。次条において同じ。）から利用者負担額（同条例第13条第1項に規定する利用者負担額をいう。）として幼稚園の保育料（以下「保育料」という。）を徴収する。</u></p> <p>2 <u>保育料の額は、年額153,600円を超えない範囲内において規則で定める額とする。</u></p> <p><u>(保育料の減免)</u></p> <p>第5条 市長は、<u>支給認定保護者がやむを得ない理由により保育料を負担することが困難であると認めるときは、当該保育料を軽減し、又は免除することができる。</u></p> <p>第6条・第7条 略</p>

鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例改正部分新旧対照表

改正後

別表第1（第6条関係）

市立体育館使用料

使用区分				時間区分	①	②	③	④
					午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
競技場	入場料等を徴収しない場合	スポーツ（職業として行うものを除く。以下同じ。）のため使用する場合	学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校をいう。以下同じ。）	正	2,470円	3,300円	2,970円	8,740円
				副	990円	1,320円	1,180円	3,490円
			学校以外	正	4,950円	6,600円	5,940円	17,490円
				副	1,980円	2,640円	2,370円	6,990円
			スポーツ以外の目的で使用する場合	正	27,720円	36,960円	33,260円	97,940円
				副	11,080円	14,780円	13,290円	39,150円
	入場料等を徴収する場合	スポーツのため使用する場合	学校	正	6,180円	8,250円	7,420円	21,850円
				副	2,470円	3,300円	2,970円	8,740円
			学校以外	正	12,370円	16,500円	14,850円	43,720円
		副		4,950円	6,600円	5,940円	17,490円	
		スポーツ以外の目的で使用する場合（興業を直接の目的とする場合を除く。）	正	69,300円	92,400円	83,160円	244,860円	
副			27,720円	36,960円	33,260円	97,940円		
		興業を直接の目的とする場合	正	117,550円	156,750円	141,070円	415,370円	
副			47,020円	62,700円	56,430円	166,150円		
	一般公開日における個人の使用の場合	中学生以下		150円	150円	150円		
		高校生及び一般		300円	300円	300円		
トレーニング室	小学生（5年生以上）及び中学生			200円	200円	200円		
	高校生及び一般			400円	400円	400円		
	会員（高校生及び一般に限る。）			12回		4,000円		
会議室	大会議室			1,480円	1,980円	1,780円	5,240円	

改正前

別表第1（第6条関係）

市立体育館使用料

使用区分				時間区分	①	②	③	④
					午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 9時まで
競技場	入場料等を徴収しない場合	スポーツ（職業として行うものを除く。以下同じ。）のため使用する場合	学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校をいう。以下同じ。）	正	1,320円	2,640円	3,960円	7,260円
				副	660円	1,320円	1,980円	3,630円
		学校以外	正	3,300円	4,950円	6,600円	13,200円	
			副	1,650円	2,420円	3,300円	6,600円	
	スポーツ以外の目的で使用する場合			正	18,700円	27,500円	37,400円	74,800円
				副	8,800円	13,200円	18,700円	37,400円
	入場料等を徴収する場合	スポーツのため使用する場合	学校	正	3,300円	4,620円	6,600円	13,200円
				副	1,650円	2,200円	3,300円	6,600円
		学校以外	正	8,250円	12,100円	14,300円	27,500円	
			副	3,960円	6,050円	8,250円	13,200円	
スポーツ以外の目的で使用する場合（興業を直接の目的とする場合を除く。）			正	46,200円	70,400円	93,500円	176,000円	
			副	23,100円	35,200円	46,200円	88,000円	
興業を直接の目的とする場合			正	77,000円	110,000円	154,000円	286,000円	
			副	38,500円	55,000円	77,000円	143,000円	
一般公開日における個人の使用の場合		中学生以下		110円	110円	110円		
		高校生及び一般		220円	220円	220円		
トレーニング室	小学生（5年生以上）及び中学生				110円	110円	110円	
	高校生及び一般				220円	220円	220円	
	会員（高校生及び一般に限る。）				12回		2,200円	
会議室	大会議室				880円	1,100円	1,650円	2,200円

中会議室	820円	1,100円	990円	2,910円
------	------	--------	------	--------

備考

- 1 この表において「正」とは正体育館をいい、「副」とは副体育館をいう。
- 2 土曜日、日曜日及び休日の使用料は、この表に定める使用料に当該使用料の20パーセントに相当する額を加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、一般公開日における個人の使用の場合については、この限りでない。
- 3 競技場の一部を使用する場合において、その使用面積が競技場の床面積の2分の1以下であるときの使用料は、この表に定める使用料の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 4 使用時間が時間区分の2分の1以内の時間である場合の使用料は、この表に定める使用料の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 5 時間区分を超えて使用した場合（一般公開日における個人の使用の場合を除く。）のその超えた時間の使用料は、当該時間区分に係る1時間当たりの額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、その超えて使用した時間を乗じて得た額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。
- 6 使用の準備又は原状回復のために競技場を使用する場合の使用料は、当該使用時間の属する時間区分に係る1時間当たりの額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 7 競技場において電灯を使用した場合（一般公開日における個人の使用の場合を除く。）の使用料は、電灯を使用した時間に次の表に掲げる額（競技場の一部を使用する場合において、使用する電灯が2分の1以下であるときは、当該額の2分の1の額）を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。

区分	1時間当たりの額
正体育館	4,000円
副体育館	1,600円

- 8 冷暖房設備を使用した場合の使用料は、使用した時間に次の表に掲げる額を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。この場合において、1時間に満たない時間はこれを1時間とみなして計算するものとする。

区分	1時間当たりの額
正体育館	9,900円
副体育館	3,960円
会議室	490円

- 9 トレーニング室の会員に係る使用券の有効期間は、発行の日から3月以内とする。
- 10 別に定める心身障がい者の団体（以下「心身障がい者団体」という。）がスポーツのため使用する

小会議室	330円	440円	550円	1,320円
------	------	------	------	--------

備考

- 1 この表において「正」とは正体育館をいい、「副」とは副体育館をいう。
- 2 土曜日、日曜日及び休日の使用料は、この表に定める使用料に当該使用料の20パーセントに相当する額を加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、一般公開日における個人の使用の場合については、この限りでない。
- 3 競技場の一部を使用する場合において、その使用面積が競技場の床面積の2分の1以下であるときの使用料は、この表に定める使用料の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 4 使用時間が時間区分の2分の1以内の時間である場合の使用料は、この表に定める使用料の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 5 時間区分を超えて使用した場合（一般公開日における個人の使用の場合を除く。）のその超えた時間の使用料は、時間区分③に掲げる額の4分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、その超えて使用した時間を乗じて得た額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。
- 6 使用の準備又は原状回復のために競技場を使用する場合の使用料は、当該使用時間の属する時間区分の使用料の3分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 7 午前9時から午後5時までの間に電灯を使用した場合（一般公開日における個人の使用の場合を除く。）の使用料は、電灯を使用した時間に正体育館にあつては880円を、副体育館にあつては220円を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。
- 8 冷暖房設備を使用した場合の使用料は、使用した時間に次の表に掲げる額を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。この場合において、1時間に満たない時間はこれを1時間とみなして、第3会議室及び第4会議室を同時に使用したときはこれを1室とみなしてそれぞれ計算するものとする。

	冷房	暖房
正体育館	9,430円	9,430円
会議室	440円	220円

- 9 トレーニング室の会員に係る使用券の有効期間は、発行の日から3月以内とする。

る場合の使用料は、使用区分の学校を適用して算定した額とする。

- 11 市外の者が競技場を使用する場合（一般公開日における個人の使用の場合を除く。）の使用料は、この表（備考7及び備考8を除く。）により計算した使用料の額に1.5を乗じて得た額（備考7又は備考8の規定の適用がある場合は、これらの規定により算出した額を加算した額）とする。

別表第2（第6条関係）

市立テニスコート使用料

略
---

備考

1・2 略

3 心身障がい者団体が使用する場合の使用料は、使用区分の学校を適用して算定した額とする。

別表第3（第6条関係）

武道館使用料

略
---

備考

1～7 略

8 心身障がい者団体がスポーツのため使用する場合の使用料は、使用区分の学校を適用して算定した額とする。

別表第4（第6条関係）

市立体育館、市立テニスコート及び武道館設備器具使用料

		時間区分	① 午前9時から 正午まで（1 回ごと）	② 午後1時から 午後5時まで （1回ごと）	③ 午後6時から 午後9時まで （1回ごと）	
使用区分及び設備器具の名称						
入場料等を徴収しない場合	略	略				
	電光掲示板	1台につき		1,100円		
	放送装置	正体育館	1式につき		1,320円	
		上記以外	1式につき		880円	
略	略					
入場料等を徴収する場合	略	略				
	電光掲示板	1台につき		2,750円		
	放送装置	正体育館	1式につき		3,300円	
		上記以外	1式につき		1,650円	
略	略					

別表第2（第6条関係）

市立テニスコート使用料

略
---

備考

1・2 略

別表第3（第6条関係）

武道館使用料

略
---

備考

1～7 略

別表第4（第6条関係）

市立体育館，市立テニスコート及び武道館設備器具使用料

		時間区分	① 午前9時から 正午まで（1 回ごと）	② 午後1時から 午後5時まで （1回ごと）	③ 午後6時から 午後9時まで （1回ごと）
使用区分及び設備器具の名称					
入場料等を徴収しない場合	略	略			
	電光掲示板	1台につき		330円	
	放送装置	1式につき		880円	
	略	略			
入場料等を徴収する場合	略	略			
	電光掲示板	1台につき		660円	
	放送装置	1式につき		1,650円	
	略	略			

略

略

備考

略

別表第5（第6条関係）

石垣池公園陸上競技場，市民プール及び野球場使用料

略

備考

1～7 略

8 心身障がい者団体がスポーツのため使用する場合の使用料は，使用区分の学校を適用して算定した額とする。

別表第7（第6条関係）

市立西部体育館使用料

略

備考

1～6 略

7 心身障がい者団体がスポーツのため使用する場合の使用料は，使用区分の学校を適用して算定した額とする。

別表第9（第6条関係）

1 市立西部野球場使用料

略

2 市立西部テニスコート使用料

略

備考

1～6 略

7 心身障がい者団体がスポーツのため使用する場合の使用料は，使用区分の学校を適用して算定した額とする。

別表第11（第6条関係）

鼓ヶ浦サン・スポーツランド使用料

略

備考

1～6 略

7 心身障がい者団体が使用する場合の使用料は，使用区分の学校を適用して算定した額とする。

別表第13（第6条関係）

桜の森公園野球場使用料

略

略

備考

略

別表第5（第6条関係）

石垣池公園陸上競技場，市民プール及び野球場使用料

略

備考

1～7 略

別表第7（第6条関係）

市立西部体育館使用料

略

備考

1～6 略

別表第9（第6条関係）

1 市立西部野球場使用料

略

2 市立西部テニスコート使用料

略

備考

1～6 略

別表第11（第6条関係）

鼓ヶ浦サン・スポーツランド使用料

略

備考

1～6 略

別表第13（第6条関係）

桜の森公園野球場使用料

略

備考

1～5 略

6 心身障がい者団体が使用する場合の使用料は、使用区分の学校を適用して算定した額とする。

略

備考

1～5 略

鈴鹿市市道の構造の技術的基準を定める条例改正部分新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号）第30条第3項の規定に基づき、市道（以下「道路」という。）を<u>新設</u>し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準を定めるものとする。</p> <p>(車線等)</p> <p>第4条 車道（副道、<u>停車帯</u>、<u>自転車通行帯</u>その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道（<u>自転車通行帯を除く。</u>）の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第33条の規定により車道に狭窄（さく）部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p> <p>(副道)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 副道（<u>自転車通行帯を除く。</u>）の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p> <p>第8条 略</p> <p><u>(自転車通行帯)</u></p> <p><u>第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号）第30条第3項の規定に基づき、市道（以下「道路」という。）を<u>新築</u>し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準を定めるものとする。</p> <p>(車線等)</p> <p>第4条 車道（副道、<u>停車帯</u>その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第33条の規定により車道に狭窄（さく）部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p> <p>(副道)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p> <p>第8条 略</p>

得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車道)

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級及び第4級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3～5 略

(自転車道)

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3～5 略

(自転車歩行者道)

第10条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～4 略

(歩道)

第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 略

(待避所)

第31条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)・(2) 略

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、5メートル以上とすること。

(小区間改築の場合の特例)

第40条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第8条、第8条の2第3項、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2

(自転車歩行者道)

第10条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～4 略

(歩道)

第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 略

(待避所)

第31条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)・(2) 略

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

(小区間改築の場合の特例)

第40条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16

項及び第3項、第16条から第23条まで、第24条第3項並びに第26条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第8条の2第3項、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第22条第2項、第24条第3項、次条第1項及び第2項並びに第42条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

条から第23条まで、第24条第3項並びに第26条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第22条第2項、第24条第3項、次条第1項及び第2項並びに第42条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

鈴鹿市消防団条例改正部分新旧対照表

改正後	改正前
<p>(欠格事由)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。</p> <p><u>(1)～(4)</u> 略</p> <p>(身分の喪失)</p> <p>第11条 消防団員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その身分を失う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第5条各号 (<u>第2号</u>を除く。)に該当したとき。</p>	<p>(欠格事由)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。</p> <p><u>(1) 成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p><u>(2)～(5)</u> 略</p> <p>(身分の喪失)</p> <p>第11条 消防団員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その身分を失う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第5条各号 (<u>第3号</u>を除く。)に該当したとき。</p>

鈴鹿市水道事業給水条例改正部分新旧対照表

改正後		改正前							
別表第3（第29条関係）		別表第3（第29条関係）							
1～5 略		1～5 略							
6 指定給水装置工事事業者指定手数料		6 登録手数料							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定給水装置工事事業者の指定をするとき。</td> <td>1件につき 14,000円</td> </tr> <tr> <td>指定給水装置工事事業者の指定を更新するとき。</td> <td>1件につき 7,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	指定給水装置工事事業者の指定をするとき。	1件につき 14,000円	指定給水装置工事事業者の指定を更新するとき。	1件につき 7,000円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>指定給水装置工事事業者の登録をするとき。</td> <td>1件につき 14,000円</td> </tr> </tbody> </table>	指定給水装置工事事業者の登録をするとき。	1件につき 14,000円
区分	金額								
指定給水装置工事事業者の指定をするとき。	1件につき 14,000円								
指定給水装置工事事業者の指定を更新するとき。	1件につき 7,000円								
指定給水装置工事事業者の登録をするとき。	1件につき 14,000円								
7 略		7 略							

鈴鹿市公共下水道条例改正部分新旧対照表

改正後	改正前
<p>(指定の基準等)</p> <p>第7条の3 管理者は、第7条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>イ～エ 略</p> <p>2 略</p>	<p>(指定の基準等)</p> <p>第7条の3 管理者は、第7条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</u></p> <p>イ～エ 略</p> <p>2 略</p>

鈴鹿市公共下水道事業受益者負担に関する条例改正部分新旧対照表

改正後	改正前
<p>(受益者の負担金の額)</p> <p>第4条 受益者が負担する負担金の額は、1平方メートル当たりの額(以下「単位負担金額」という。)に、受益者が第6条の規定による公告の日の属する年の翌年の1月1日(以下「基準日」という。)現在において所有し、又は地上権等を有する土地で同条の規定により公告された区域内のものの面積を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)とする。</p> <p>2 <u>単位負担金額は、1平方メートル当たり450円とする。</u></p> <p>第5条 削除</p>	<p>(受益者の負担金の額)</p> <p>第4条 受益者が負担する負担金の額は、<u>次項の規定により定める</u>1平方メートル当たりの額(以下「単位負担金額」という。)に、受益者が第6条の規定による公告の日の属する年の翌年の1月1日(以下「基準日」という。)現在において所有し、又は地上権等を有する土地で同条の規定により公告された区域内のものの面積を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)とする。</p> <p>2 <u>単位負担金額は、次の算式により算出した額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">算式 <math>B/A \times C \times D</math></p> <p style="padding-left: 2em;">算式の符号</p> <p style="padding-left: 2em;">A <u>管理者が別に定める標準的な区域の面積</u></p> <p style="padding-left: 2em;">B <u>管理者が別に定める設計書に基準日の属する年度を含む過去3年間の当初の積算基準を適用して算出したAの区域に係る3年分の管渠事業費を平均化した額</u></p> <p style="padding-left: 2em;">C <u>受益者の負担率で、5分の1</u></p> <p style="padding-left: 2em;">D <u>受益者の受益率で、1から0.008ポイントに当初供用開始からの経過年数を乗じたものを減じたもの</u></p> <p>3 <u>管理者は、前項の標準的な区域及び設計書を定めたときは、その図書を公衆の縦覧に供するとともに、遅滞なく、その旨及び縦覧場所を公告するものとする。当該区域又は設計書を変更したときも同様とする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(単位負担金額の決定等)</u></p> <p>第5条 <u>管理者は、毎年12月に翌年度の単位負担金</u></p>

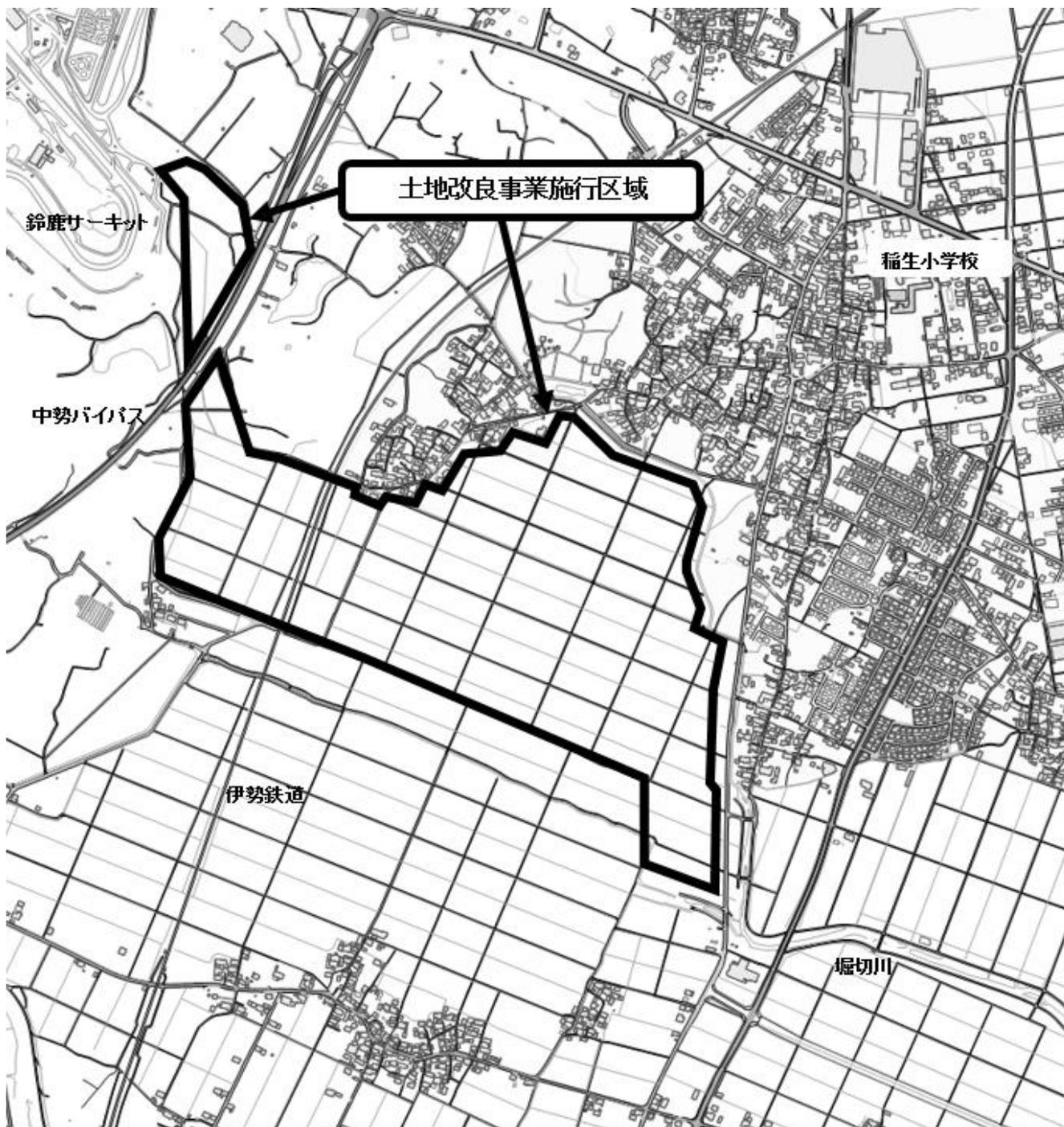
<p>(負担金の賦課)</p> <p>第7条 管理者は、基準日現在における前条の規定による公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、単位負担金額を基礎として負担金の額を定め、これを賦課するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p><u>額を定め、遅滞なく、その額及びその算定に係る管渠事業費を公告するものとする。</u></p> <p>(負担金の賦課)</p> <p>第7条 管理者は、基準日現在における前条の規定による公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、<u>第5条の規定により公告した単位負担金額を基礎として負担金の額を定め、これを賦課するものとする。</u></p> <p>2 略</p>
--	---

災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（I-B型） 主要諸元

- 1 車 名 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（I-B型）
- 2 車両型式 日野 2KG-GX2AGBF-DMGAA
- 3 車両寸法 全長7,350mm 全幅2,330mm 全高3,000mm  
ホイールベース3,790mm
- 4 車両総重量 約10,500kg
- 5 主要装備 水槽（1,500L）、ホースカー、空気呼吸器5基、三連はしご、エンジンカッター、チェーンソー
- 6 ポンプ性能 A-2級（国家検定合格品）

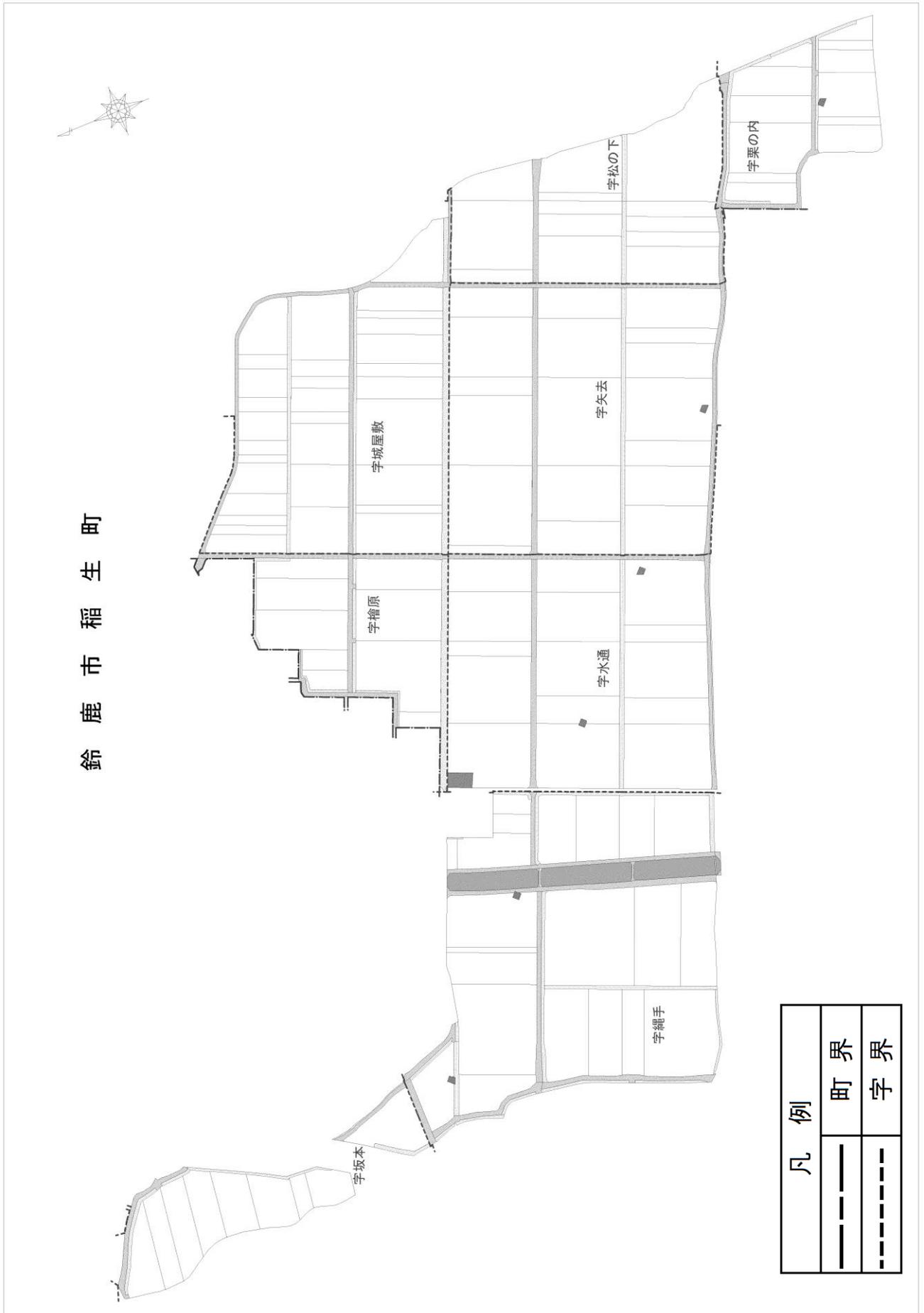


## 町及び字の区域の変更区域 位置図



# 変更後

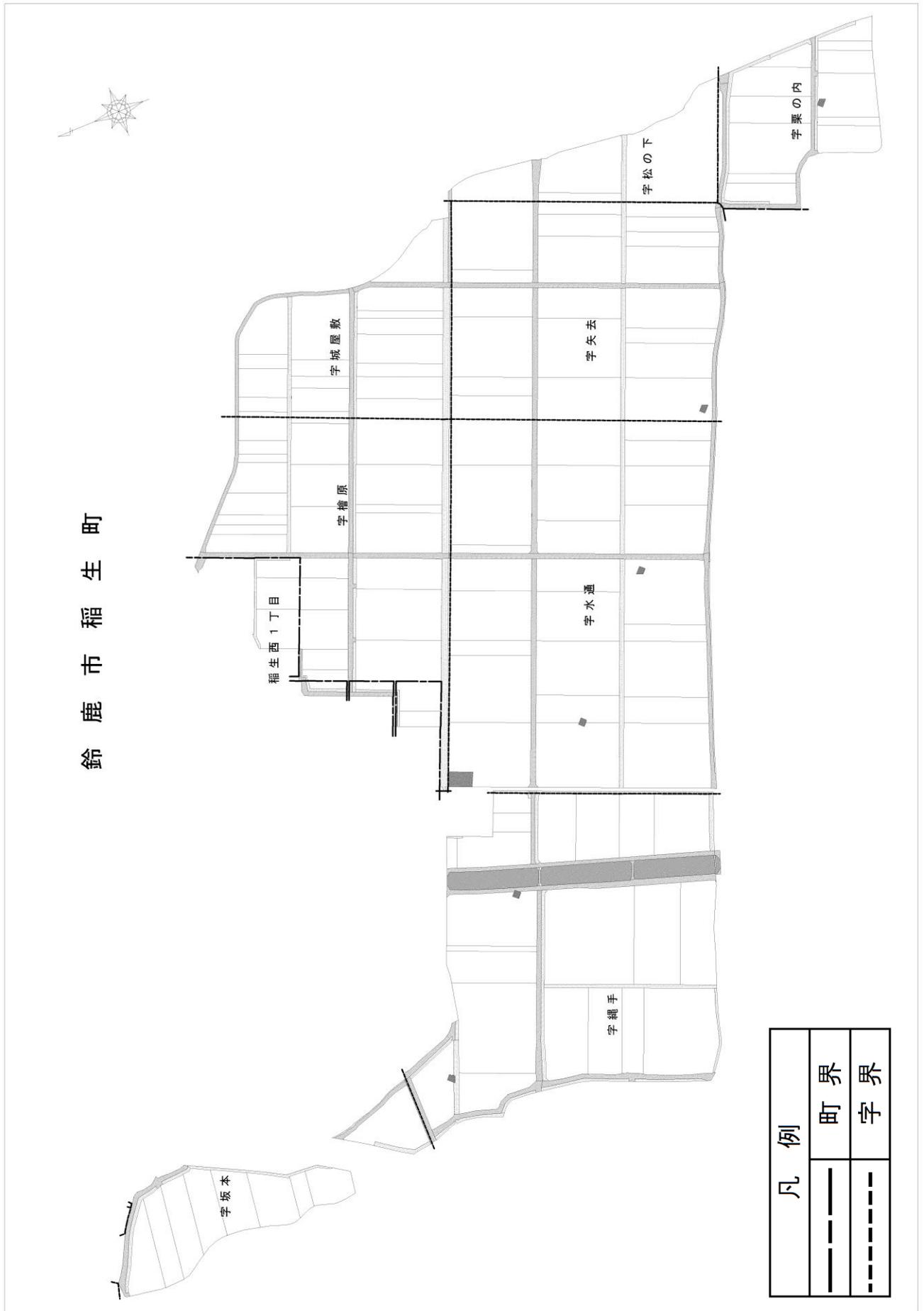
## 鈴鹿市稲生町



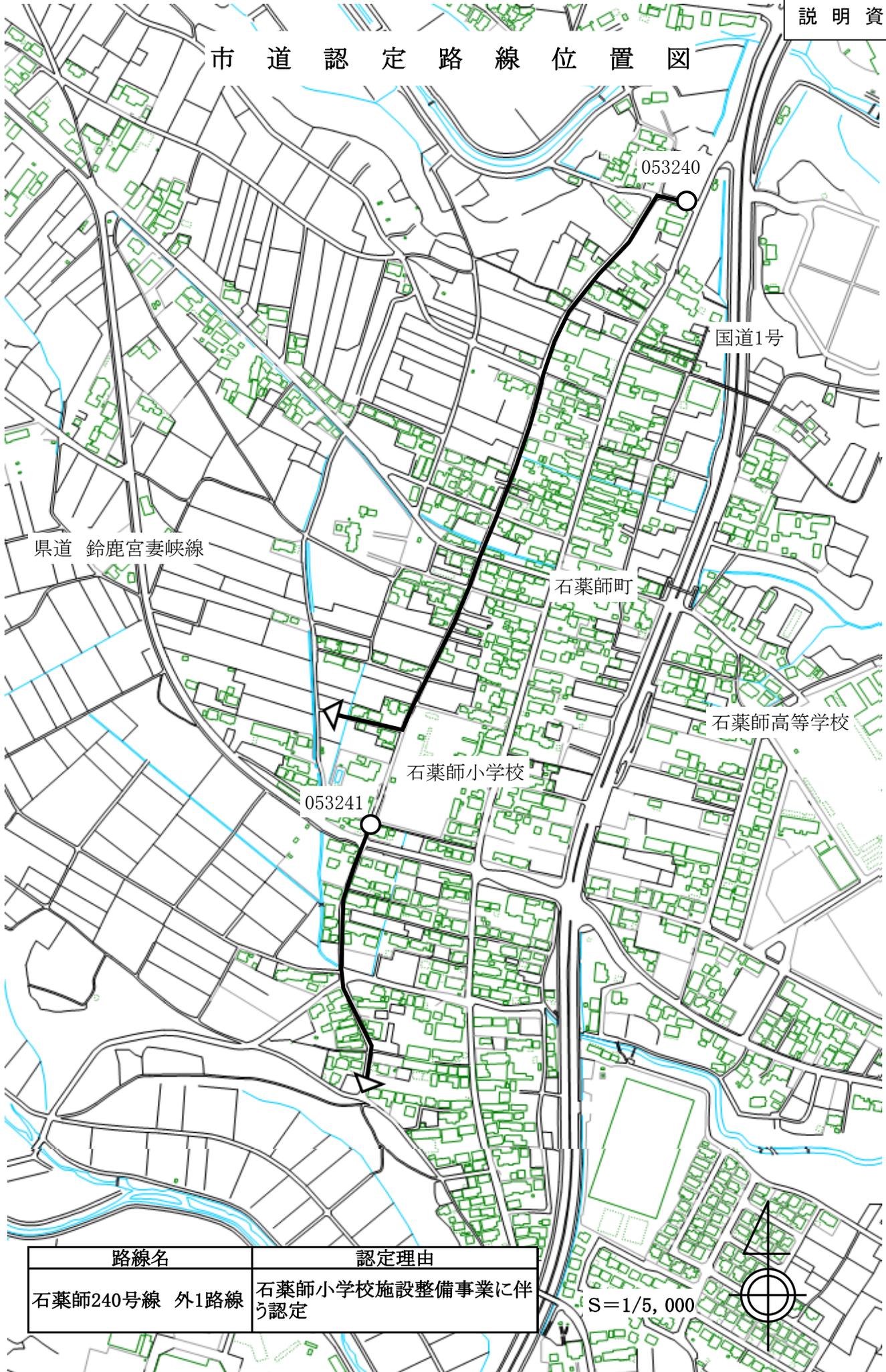
凡例	
——	町界
- - - -	字界

# 変更前

## 鈴鹿市稲生町

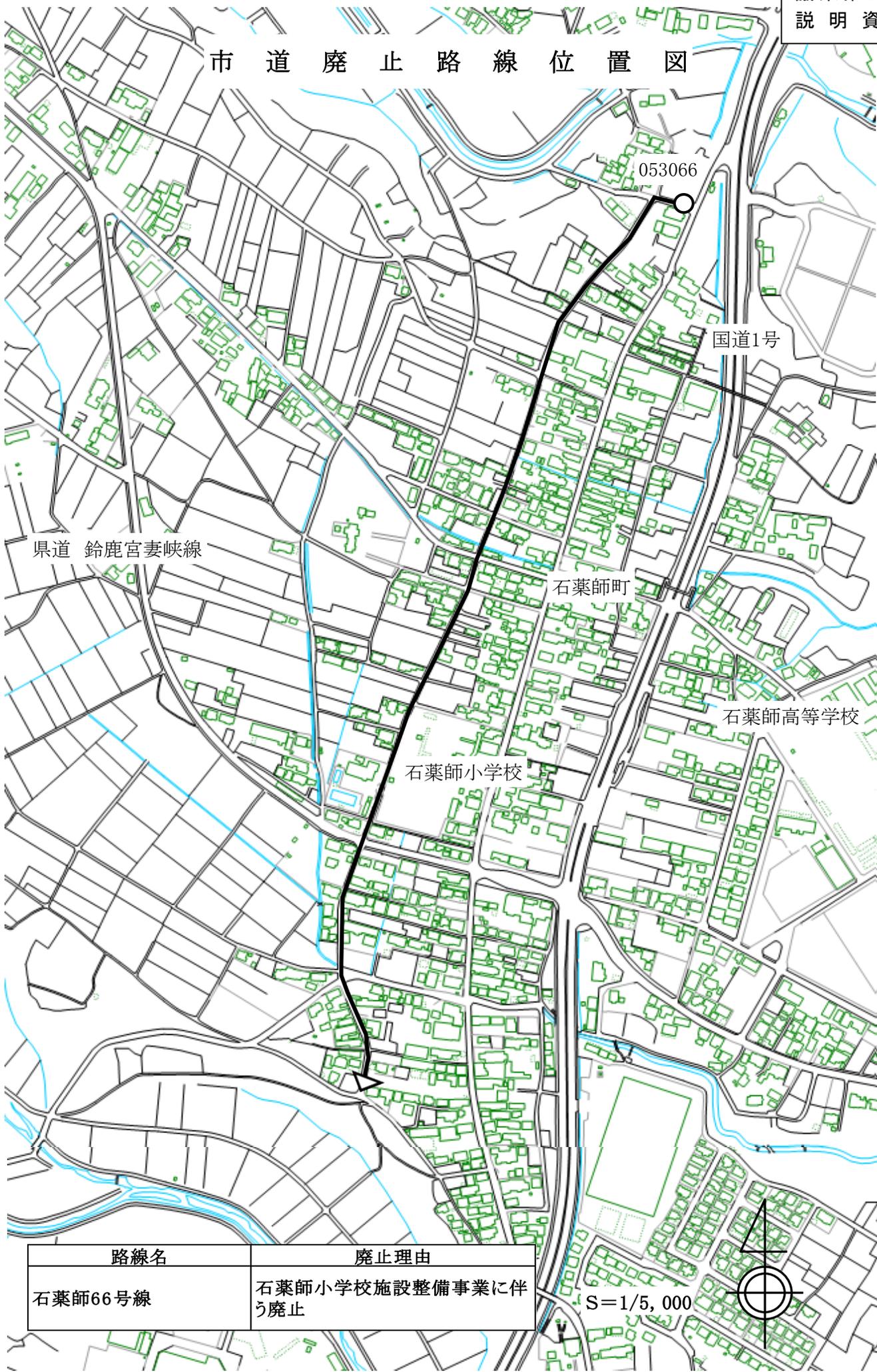


市道認定路線位置図



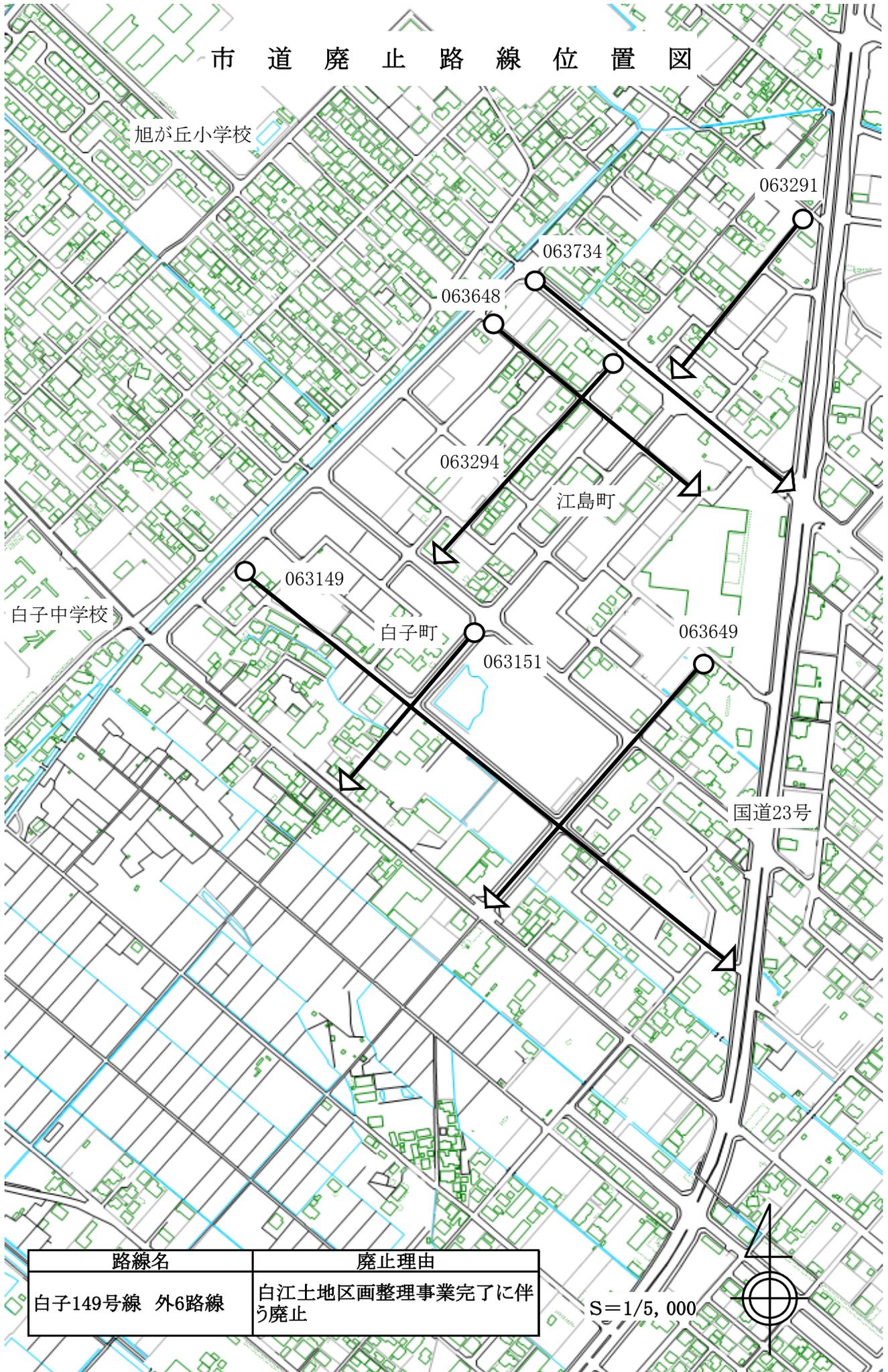
路線名	認定理由
石薬師240号線 外1路線	石薬師小学校施設整備事業に伴う認定

市道廃止路線位置図



路線名	廃止理由
石薬師66号線	石薬師小学校施設整備事業に伴う廃止

# 市道廃止路線位置図



路線名	廃止理由
白子149号線 外6路線	白江土地区画整理事業完了に伴う廃止

S=1/5,000



# 市道廃止路線位置図



路線名	廃止理由
中箕田二丁目76号線	現況の変化に伴う廃止

S=1/2, 500

